

# 教育委員会定例会事項書

令和8年5月26日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

## 3 議 題

議案第	10号	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	公開
議案第	11号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について	非公開
議案第	12号	令和8年度三重県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係）について	非公開
議案第	13号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	非公開

## 4 報 告 題

報告	1	令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について	公開
報告	2	令和8年度第1回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について	公開
報告	3	自動車事故による損害賠償に係る専決処分について	非公開

## 5 閉 会 宣 言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和8年5月12日(火)

開会 9時30分

閉会 10時52分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 長崎教育長、大森委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 安田委員

### 4 採択議案の件名

議案第3号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)について

議案第4号 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案

議案題5号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

議案第6号 職員の懲戒処分について

議案第7号 三重県社会教育委員の委嘱について

議案第8号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について

議案第9号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について

報告2 令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

報告4 令和7年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

報告5 令和8年度第76回三重県高等学校総合体育大会の開催について

報告6 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立について

報告7 支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第10号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和8年5月26日提出

三重県教育委員会教育長 長崎 禎和

提案理由

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のよう  
 三重県教育委員会規則 第四号）の一部を次のよう  
 に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 職員又は配偶者その他県委員会が人事委員会と協議して定める者(以下二の号において「配偶者等」という。)が刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百十六條の三十三第一項各号に掲げる罪に係る行為による被害(以下二の号において「犯罪被害」という。)を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>その都度必要な期間(ロの場合にあつては一の犯罪被害について五日、ハの場合にあつては一の犯罪被害について五日(看護を要する配偶者等が二人以上の場合にあつては、十日)を限度とする。)</p> <p>イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他県委員会が人事委員会と協議して定める行為を行うとき。</p> <p>ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であると</p> <p>ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき。</p> <p>三〇三三四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第二号の二(イに掲げる場合を除く)、第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3〇8 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三〇三三四 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3〇8 (略)</p>

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

## 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

犯罪被害を受けた職員の負担軽減、心身の回復等を支援し、職員が万が一の時でも、安心して働き続けられる環境を整備するため、職員の休暇に関し、必要な規定を整備します。

### 2 改正内容

職員又はその配偶者等が犯罪被害（刑事訴訟法第 316 条の 33 第 1 項各号に掲げる罪（※）に係る行為による被害をいう。）を受けたことにより、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められるときに取得できる特別休暇（犯罪被害職員等支援休暇）を下表のとおり新設する。

取得事由	取得可能日数
イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他県委員会が人事委員会と協議して定める行為を行うとき	その都度、必要な期間
ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき	一つの犯罪被害について 5 日
ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき	一つの犯罪被害について 5 日（看護を要する配偶者等が 2 人以上の場合は 10 日）

※ 刑事訴訟法第 316 条の 33 第 1 項各号に掲げる罪

殺人、傷害、強盗致死傷、危険運転致死傷の罪や不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪等

### 3 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日

報告 1

令和 9 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和 9 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況は次のとおりです。

		令和9年度採用			令和8年度採用					申込者数の増減 (a)-(c)
		申込者数 ※1 (a)	採用見込数 (b)	倍率 (a)/(b)	申込者数 (c)	受験者数 (d)	合格者数 (e)	倍率		
								申込者 (c)/(e)	受験者 (d)/(e)	
校種等別	小学校※2	583 [799]	214	2.7	612 [837]	592 [817]	273	2.2	2.2	△ 29 [△ 38]
	中学校	525 [674]	184	2.9	540	511	180	3.0	2.8	△ 15
	高等学校	328 [383]	100	3.3	375	341	94	4.0	3.6	△ 47
	特別支援学校	49 [60]	26	1.9	57	55	23	2.5	2.4	△ 8
	養護教諭	131 [156]	8	16.4	150	143	8	18.8	17.9	△ 19
	栄養教諭	30 [31]	1	30.0	24	24	2	12.0	12.0	+ 6
合計※2		1,646 [2,103]	533	3.1	1,758 [1,983]	1,666 [1,891]	580	3.0	2.9	△ 112 [+ 120]
選考種別	一般選考 ※3	1,042 (189)	/	/	1,048 (123)	960 (123)	303	3.5	3.2	△ 6 (+ 66)
	障がい者 特別選考	2			4	3	0	-	-	△ 2
	社会人 特別選考 [I]	1			0	0	0	-	-	+ 1
	社会人 特別選考 [II]	20			28	27	10	2.8	2.7	△ 8
	教職経験者 特別選考 [I] ※3	55 (47)			58 (47)	58 (47)	27	2.1	2.1	△ 3 (± 0)
	教職経験者 特別選考 [II] ※3	526 (340)			620 (300)	618 (300)	197	3.1	3.1	△ 94 (+ 40)
	大学3年生 特別選考	457			225	225	1次合格 218			+ 232

※1 申込者数は5月12日現在の数であり、申込要件等の確認作業により、今後若干変動することがあります。

※2 大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数を[ ]で表示。

※3 1次試験のすべてを免除となった者の人数を( )で内数で表示。

# 令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験

## 校種・教科等別申込状況

三重県教育委員会

※大学3年生等を対象とした特別選考を除く

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	
小学校教諭		約214名	583	
中学校教諭	国語	約26名	67	
	社会	約31名	98	
	数学	約31名	84	
	理科	約21名	36	
	音楽	約12名	35	
	美術	約5名	11	
	保健体育	約23名	137	
	技術	約4名	6	
	家庭	約4名	5	
	英語	約27名	46	
小計		約184名	525	
高等学校教諭	国語		約12名	31
	地理歴史	世界史	約3名	37
		日本史	約6名	
		地理	約2名	
	公民		約4名	11
	数学		約9名	50
	理科	物理	約2名	36
		化学	約4名	
		生物	約3名	
	音楽		約2名	8
	美術		約1名	4
	保健体育		約4名	76
	家庭		約4名	3
	農業		約3名	11
	工業	機械系	約6名	7
		電気・電子系	約5名	4
		土木系	約2名	1
	商業		約11名	11
	英語		約12名	26
	情報		約2名	9
福祉		約2名	2	
水産	食品	約1名	1	
小計		約100名	328	
学特別 校教支 諭援	小学部		約20名	36
	中学部・高等部	保健体育	約6名	13
	小計		約26名	49
養護教諭		約8名	131	
栄養教諭		約1名	30	
合計		約533名	1,646	

※大学3年生等を対象とした特別選考を除く。-2-

令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験

【大学3年生等を対象とした特別選考】

校種・教科等別申込状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		申込者数	
小学校教諭		216	
中学校教諭	国語	25	
	社会	27	
	数学	37	
	理科	19	
	音楽	3	
	美術	6	
	保健体育	5	
	技術	5	
	家庭	5	
	英語	17	
小計		149	
高等学校教諭	国語	10	
	地理歴史	世界史	9
		日本史	
		地理	
	公民	2	
	数学	11	
	理科	物理	9
		化学	
		生物	
	音楽	0	
	美術	1	
	保健体育	7	
	家庭	0	
	農業	0	
	工業	機械系	0
		電気・電子系	0
		土木系	0
	商業	0	
	英語	4	
	情報	0	
福祉	2		
水産	食品	0	
小計		55	
学校別教諭支援	小学部	10	
	中学部・高等部	保健体育	1
	小計		11
養護教諭		25	
栄養教諭		1	
合計		457	

公立学校教員採用選考実施状況

年度	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
小学校教諭	申込者数	1,045	999	997	1,093	949	780	745	642 [809]	612 [837]	583 [799]
	受験者数	965	919	920	998	885	736	705	619 [779]	592 [817]	
	1次合格者数	518	521	507	671	730	636	620	619 [760]	578 [796]	
	2次合格者数	252	192	240	230	287	269	248	270	273	
	倍率	3.8	4.8	3.8	4.3	3.1	2.7	2.8	2.3	2.2	
中学校教諭	申込者数	939	933	865	884	839	781	761	624	540	525 [674]
	受験者数	868	857	810	836	785	712	691	599	511	
	1次合格者数	358	254	341	367	407	399	400	447	402	
	2次合格者数	126	84	115	124	139	144	141	168	180	
	倍率	6.9	10.2	7.0	6.7	5.6	4.9	4.9	3.6	2.8	
高等学校教諭	申込者数	760	645	651	543	522	515	434	412	375	328 [383]
	受験者数	666	550	584	496	484	457	387	393	341	
	1次合格者数	169	153	179	127	149	176	154	206	206	
	2次合格者数	57	52	62	42	49	62	55	74	94	
	倍率	11.7	10.6	9.4	11.8	9.9	7.4	7.0	5.3	3.6	
特別支援学校教諭	申込者数	97	97	107	104	103	77	67	58	57	49 [60]
	受験者数	91	91	98	102	99	72	66	58	55	
	1次合格者数	42	49	60	54	52	51	46	49	51	
	2次合格者数	17	16	20	18	19	17	16	17	23	
	倍率	5.4	5.7	4.9	5.7	5.2	4.2	4.1	3.4	2.4	
養護教諭	申込者数	224	211	175	207	177	170	178	146	150	131 [156]
	受験者数	209	194	167	193	164	157	169	140	143	
	1次合格者数	77	60	66	56	64	45	41	40	25	
	2次合格者数	28	20	22	18	20	13	12	14	8	
	倍率	7.5	9.7	7.6	10.7	8.2	12.1	14.1	10.0	17.9	
栄養教諭	申込者数	60	55	47	41	41	47	43	37	24	30 [31]
	受験者数	52	45	43	36	40	40	39	34	24	
	1次合格者数	16	9	20	16	12	19	13	16	10	
	2次合格者数	5	3	6	5	4	6	4	5	2	
	倍率	10.4	15.0	7.2	7.2	10.0	6.7	9.8	6.8	12.0	
合計	申込者数	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370	2,228	1,919 [2,086]	1,758 [1,983]	1,646 [2,103]
	受験者数	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174	2,057	1,843 [2,003]	1,666 [1,891]	
	1次合格者数	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	1,326	1,274	1,377 [1,518]	1,272 [1,490]	
	2次合格者数	485	367	465	437	518	511	476	548	580	
	倍率	5.9	7.2	5.6	6.1	4.7	4.3	4.3	3.4	2.9	

※ 倍率＝受験者数÷2次合格者数

※ 令和6年度採用より、申込者数・受験者数・1次合格者数には、1次試験のすべてを免除となった人数を含む。

※ 令和7年度採用より、大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数を[ ]内に表示。

報告 2

令和 8 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について

令和 8 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

三重県教育委員会事務局  
小中学校教育課長



## 令和8年度第1回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について

### 1 書面決議日

令和8年4月24日（金）

### 2 会長・副会長の選出

会長…宮岡 邦任 委員（三重大学教育学部長）

副会長…辻 晃子 委員（伊賀市立大山田中学校長）

### 3 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）について諮問【資料1】

・三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目

### 4 事務局からの説明

○教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書採択の仕組みの概要
- ・教科用図書採択制度や教科用図書選定審議会の法的役割は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同施行令等に基づくものであること
- ・教科用図書選定審議会は、毎年度、同施行令で定める期間、県に置かれること
- ・県教育委員会が市町教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないこと
- ・県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行うこと

### 5 審議

(1) 令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性（案）について

(2) 令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性についての答申について

<審議の概要>

同意する 20名

同意しない 0名

【意見】 今回の調査項目については同意するが、デジタル教科書に係る調査内容等についても必要に応じて「その他」の項目等で評価できるようにするべきである。また、デジタル教科書が採択の対象となった際の調査期間や調査方法についても見直しが必要である。

【回答】 現在、制度改正に向けた法案が国会で審議中であり、県教委としては国の動向を注視するとともに、令和9年度の採択に向けて、調査方法等の改訂が必要かどうかを検討していきたい。

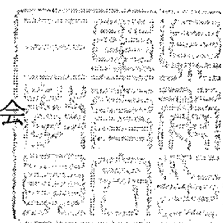
### 6 審議の結果

審議の結果、審議（1）（2）について、原案通りと決定された。【資料2～3】

教委第05-23号  
令和8年4月24日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について

（理由）

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町等の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 令和9年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項  
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

令和９年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）  
の調査実施項目の方向性（案）

- 1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫
  - （１）各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
  - （２）言語能力の育成を図るための工夫
  - （３）情報活用能力の育成に向け、ICTを活用した学習活動の充実を図るための工夫
  - （４）学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
  - （５）各教科の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
  - （６）児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
  - （７）他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫
  
- 2 使用上の便宜
  - （１）内容別配当の分量
  - （２）教材・資料等の分量
  - （３）内容の配列及び造本上の特徴、特別な配慮を必要とする児童等への配慮、編集上の工夫等
  
- 3 その他  
今日的課題への配慮や各種目において調査を必要とする事項等

令和８年４月２４日

三重県教育委員会 御中

三重県教科用図書選定審議会

次の事項について、答申します。

令和９年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について

令和８年４月２４日付けで諮問された下記の事項について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

- ・ 令和９年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について